

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年7月11日（月）15:49～15:56
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 堀家 久靖 国土交通省大臣官房審議官
- 鶴田 浩久 国土交通省自動車局旅客課長
- 市川 智秀 国土交通省自動車局旅客課バス事業活性化調整官
- 山田 昭夫 国土交通省自動車局旅客課課長補佐

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 空港アクセスバスについて
 - 3 閉会
-

○藤原審議官 空港アクセスバスに関する特例の取扱いということで、前回6月30日にワーキンググループヒアリングにおきまして、私ども、以前から御提示を申し上げております省令の一種の解釈ということでございますけれども、その通知をどう発出するかということで、原案を投げさせていただいております。それについての正式なお答えをいただいた上で、速やかにこの項目を希望自治体に使っていただくようなプロセスに入らせていただこうと思っておりますが、事務局から投げさせていただいたものについてのコメントがいくつかあるということでございましたので、その辺の御説明を簡単にさせていただいた上で、御議論ということにさせていただければと思っております。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速、今度の案について御説明お願いいたします。

○堀家審議官 よろしくをお願いいたします。

通知の案はお手元に配付されておりますでしょうか。

ただ今御紹介がありましたように、前回、内閣府から御提示いただいた内容に沿った通知を関係者にすぐ発出していきたくないと申し上げました。

配布資料で御覧のとおりでございます。内閣府地方創生推進室と私ども国土交通省自動車局の連名で、地方運輸局に対して、「空港アクセスバスに係る特例の取扱いについて」という表題でございますけれども、特区のアクセスバス事業が実施される場合のいわゆる特例省令3項の取扱いということで、通知をさせていただきたいと考えております。

中身につきましては、まず、1ページでございますのは、特例省令の第3項に規定されておりますそれぞれの文言についての解説でございます。内容的には内閣府から御提示いただいたものと、全体を通じて同じでございますが、実務、実態を踏まえまして、微修正をしておりますのが2点ございますので、それを御説明させていただきます。

1ページですと、「(2)『事業の適正な実施』について」の中で、下から2行目でございますが、「早朝・深夜時間帯」、これは御提示いただいた案には23時から6時までとありましたが、いわゆる道路運送事業の取扱いに沿った形で、実態、実務に沿った形で23時以降5時までという形にさせていただいております。それが修正の1点目でございます。

次の2ページ、「『空港アクセスバス分科会』について」の通知でございます。ここも御提示いただいた内容をそのまま使っておりますが、1点修正しておりますのが、「④具体的な開催方法等」というところを御覧いただきますと、定期的な開催の頻度として、「年2回」とさせていただいております。これはなぜかと申しますと、御案内かと思いますが、いわゆる航空のダイヤの世界で、サマー、ウィンターと呼び習わしておりますけれども、3月末からの夏ダイヤ、10月末からの冬ダイヤがございまして、空港アクセスバスにつきましては、これも御案内のとおり、航空ダイヤを基準といたしまして、それに間に合うようにダイヤを設定するものでございますので、大幅なダイヤの変更があるのが通例年2回ということでございます。

ですので、そういった実務、実態を踏まえた形で定期的な開催頻度につきましては、2回ということではいかがかとさせていただいているところでございます。

その他につきましては、御提示いただいた案のとおり、こういった形の通知を早く発出してまいりたいということでございます。

○八田座長 2ページ目の②の最後から2行目の「都道府県警察」というのが今度は入りましたね。

○堀家審議官 そうですね。これも実務上調整と言いますか、こういった分科会の構成員として警察も含めたほうがよろしいかということでございます。

○八田座長 大体、最初の5時までということと、年2回の御説明は分かったのですけれども、警察を入れるというのは理由としてはどうしてなのでしょう。特に、発着施設の

管理者として、ターミナル管理者と道路管理者がいたらそれで十分ではないかという気もするのですが、具体的にはどういう理由なのでしょう。

○山田課長補佐 旅客課でございます。

基本的には、通常、発着において、例えば、バス停の新設などをする場合におきまして、警察が交通上そこに停まれるのかどうかというチェックをしたりしますという中で、事前に入れておいたほうが、事後的に改めて持っていくよりも、最初から入ってもらって、それは可能か不可能かというところをちゃんと見ておいてもらったほうがいいのではないかという実務的な理由でございます。

○八田座長 分かりました。

委員の方から御意見ありますか。よろしいですか。

では、事務局から。

○藤原審議官 オブザーバーのところ、これはあくまで区域会議のものの分科会なので、他の分科会もそうなのですが、できるだけ区域会議の基本的な通常のシンプルなスタイルでと。閣議決定上も、とにかく人数が多くて回らない以前の特区の仕組みなどもある中での反省を基に作っておりますので、オブザーバーもまさに必要に応じてという形で、もちろん事業を推進するために必要な方は入れますけれども、例えば、固定メンバーでこのように、「など」とまさに書いていただいていますけれども、必要に応じてという理解でやらせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

○堀家審議官 おっしゃるとおりで結構でございます。

○八田座長 では、必要に応じてという言葉はどこかに入れますか。

○藤原審議官 オブザーバーのところなどに書かせていただくぐらいの感じでやらせていただきます。

○八田座長 では、オブザーバーのところが必要に応じてという文言を入れる。

○藤原審議官 いつもいつも学識経験者でなくてもいいですね。

○八田座長 それでは、そういうことで、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。最後の文言だけちょっと内閣府と調整していただいて、これで結構でございます。

○藤原審議官 ありがとうございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。